

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面：「証券取引約款」

改訂日：平成28年3月12日改訂

旧	新
<p>(注文の受託)</p> <p>第19条 お客様が本サービスを利用して行う取引注文は、注文内容入力後、お客様が注文内容の確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信し、受け付けた時点をもって当社の受託とさせていただきます。</p> <p>2 当社は、お客様の取引注文の内容が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該取引注文の受託をいたしません。なお、取引注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>① お客様の取引注文が法令諸規則および各約款等に定める事項のいずれかに反するとき</p> <p>② お客様の取引注文が金融商品取引所等または当社の売買規制に抵触するとき</p> <p>③ お客様の取引注文が金融商品取引所等が売買停止を行った場合に効力を失うことを条件とするとき</p> <p>④ その他、当社が取引の健全性等に照らし不相当と判断するとき</p> <p>3 お客様の証券口座において、有価証券の移管入庫時評価額の累計が、本口座における買付金額の累計との差額で2億円を超えた場合は、<u>お客様の取引注文をコールセンターを通じた電話によるお取引でのみ受託とさせていただきます。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(注文の受託)</p> <p>第19条 お客様が本サービスを利用して行う取引注文は、注文内容入力後、お客様が注文内容の確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信し、受け付けた時点をもって当社の受託とさせていただきます。</p> <p>2 当社は、お客様の取引注文の内容が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該取引注文の受託をいたしません。なお、取引注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>① お客様の取引注文が法令諸規則および各約款等に定める事項のいずれかに反するとき</p> <p>② お客様の取引注文が金融商品取引所等または当社の売買規制に抵触するとき</p> <p>③ お客様の取引注文が金融商品取引所等が売買停止を行った場合に効力を失うことを条件とするとき</p> <p>④ その他、当社が取引の健全性等に照らし不相当と判断するとき</p> <p>3 お客様の証券口座において、有価証券の移管入庫時評価額の累計が、本口座における買付金額の累計との差額で2億円を超えた場合の<u>注文受託方法は、当社が別途取引ルールで定める方法とさせていただきます。</u></p> <p><u>平成28年3月12日改訂</u></p>

以上